

## ユニバーサル都市・福岡推進協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが住みやすく、過ごしやすいまちづくりの推進を図ることを目的として、ユニバーサル都市・福岡推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ユニバーサル都市・福岡の実現に向けた市の施策の推進に関する助言
- (2) ユニバーサルデザインの先進的な取組み等に関する情報共有
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員等は、市民、有識者、事業者、行政関係者等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員等の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の年度末までとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員等は、再任されることができる。

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

### (役員の仕事)

第5条 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の進行は、委員長が行う。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (会議の公開等)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に関するものであると認めるとき、または、公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。なお、公開するにあたっては、会議の傍聴に関し、必要な事項等を定めた「ユニバーサル都市・福岡推進協議会傍聴要領」を別途定める。

(部会)

第8条 「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向けて、委員長は必要があると認めるときは、協議会の下に、別表1のとおり部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会委員をもって構成する。
- 3 部会には、部会構成員の互選により選出する部会長を置く。
- 4 部会長は会務を総括する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定するものが、その職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 7 部会長は、構成員の過半数の出席がなければ部会を開くことができない。
- 8 部会における決定は、多数決により行う。ただし、決しない場合は、部会長が決定する。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に構成員以外の者の出席させ、助言を求めることができる。
- 10 部会の決議は協議会の決議とみなす。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、福岡市総務企画局企画調整部に置く。

- 2 事務局長は、福岡市総務企画局企画調整部長をもって充てる。
- 3 協議会及び部会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるほか協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成25年3月25日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年8月20日から施行する。  
この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

別表1

部会名	所掌事項
ユニバーサル都市・福岡賞選考部会	(1) 表彰の対象の審査に関する事項 (2) 被表彰者の選考に関する事項 (3) その他部会長が必要と認める事項
ユニバーサル都市・福岡推進部会	(1) ユニバーサル都市・福岡の戦略的な推進に関する事項 (2) その他部会長が必要と認める事項